

1. トライアルの実施期間及び実施方法

① 概要

- ◆ 輸入加糖調製品の売買開始に先立ち、機構売買をオンラインで行うための専用サイト（売買用Webサイト）を利用したトライアル（習熟訓練）を実施いたします。
- ◆ このトライアルは、習熟訓練という意味合いに加え、実際の輸入申告書類に基づき行って頂き、売買申込みの際の添付書類等についても事前に機構が確認させて頂くことで、売買開始後の手続が滞ることがないようにすることも目的としています。
- ◆ このため、業務多忙の折とは存じますが、実務担当者は必ず実施いただきますようお願い申し上げます。

② 実施期間

◆ **平成30年12月3日（月） 11：00～12月14日（金） 17：00**

3 実施方法

- ◆ 次のURLからトライアル用売買用Webサイトにアクセスしてください。【 https://sscs.alic.go.jp/sscs_beta/ 】
- ◆ 根担保の利用を予定している方は、まず担保情報を登録してください。担保情報は、実際に予定している担保の種類により登録してください。担保金額はトライアルで実施する売買申込みに係る売買差額（調整金）に足りる金額を登録してください。
- ◆ 登録のあったトライアル用の担保は、全て機構で承認・有効化しますが、実際に金銭の振込みや保証書等の提供は行わないでください。
- ◆ 売買申込手続、承諾書又は領収済通知書のダウンロードまでの一連の作業を実施してください。
- ◆ 詳しい操作方法は、各種マニュアルをご確認ください。

2. トライアルにおける留意事項

① トライアルで取り扱うデータについて

- ◆ トライアル用売買用Webサイトで登録・変更した会社情報や含糖率情報は、本番用売買用Webサイトに反映されません。会社情報や含糖率情報の変更は本番用売買用Webサイトから行ってください。また、トライアルで入力された情報（売買申込みや担保情報）は、トライアル期間終了後に全て削除いたします。
- ◆ トライアルでは任意の情報で売買申込みが可能ですが、トライアル期間中に輸入申告する情報や、過去に輸入申告をした情報を利用し、可能な限り実際の輸入申告を想定して行ってください。添付書類（輸入申告入力控（トライアルの場合は過去の輸入許可通知書も可）やインボイス等）も実際の輸入申告時において利用するものをアップロードして頂きますようご協力をお願いいたします。

② 機構から送付するメールについて

- ◆ 担保の登録、売買申込受理、承諾、納付等ごとに機構から確認メールが送付されますのでご了知ください。また、確認メールのうち、機構へ書類提出を求める旨の文面や、所定の口座に金銭を振り込む旨の文面が記載されている場合がありますが、それらについては、実際に書類の提出や金銭の振込み等を行わないでください。
- ◆ トライアルにおいては、機構から送付するメールの件名に「テスト送信」○○○○と表示されるようにしてありますので、ご了知ください。

③ 機構が発行する承諾書等について

- ◆ トライアルで発行する承諾書等に効力はありません。承諾書等には「テスト用」と印字されます。

④ その他

- ◆ トライアルにおけるHSコードと品名の組み合わせは、現行の実行関税率表に基づくものであり、T P P 11協定発効後に利用するHSコードと品名は変更される場合があります。